

議題（１）規約・規程の改正（案）について

1. 箕面市地域公共交通活性化協議会分科会規程の改正（案）

（１）改正理由

本市役職変更に伴い、本規程を改正するものである。

（２）改正内容（参考資料①）

第3条に基づく別表中、「箕面市 地域創造部 副部長」を「箕面市 地域創造部 公共交通政策を担当する副部長」に改める。

なお、本規程改正は令和5年4月1日から施行する。

（３）新旧対照表

旧		新	
別表（第3条関係） （路線バス網再編検討分科会）		別表（第3条関係） （路線バス網再編検討分科会）	
	構 成 員		構 成 員
1～10	略	1～10	略
11	<u>箕面市 地域創造部 副部長</u>	11	<u>箕面市 地域創造部 公共交通政策を担当する副部長</u>
12～15	略	12～15	略
（オレンジゆずるバス検討分科会） （専門部会）		（オレンジゆずるバス検討分科会） （専門部会）	
	構 成 員		構 成 員
1～7	略	1～7	略
8	<u>箕面市 地域創造部 副部長</u>	8	<u>箕面市 地域創造部 公共交通政策を担当する副部長</u>
（市民部会） 略		（市民部会） 略	

2. 箕面市地域公共交通活性化協議会事務局規程の改正（案）

（1）改正理由

本市役職変更及び担当する事務の整理に伴い、本規程を改正するものである。

（2）改正内容（参考資料②）

第3条中、「箕面市地域創造部交通政策室長」を「箕面市地域創造部公共交通政策を担当する副部長」に改める。

なお、本規程改正は令和5年4月1日から施行する。

（3）新旧対照表

旧	新
(事務局長等) 第3条 事務局長は、 <u>箕面市地域創造部交通政策室長</u> をもって充てる。	(事務局長等) 第3条 事務局長は、 <u>箕面市地域創造部公共交通政策を担当する副部長</u> をもって充てる。